

| 新 (改正案)   | 旧 (現行)  |
|---|---|
| <p data-bbox="143 225 566 260">海老名市公共建築工事積算要領</p> <p data-bbox="91 316 203 351">(見積書)</p> <p data-bbox="56 359 1090 483">第9条 <u>公共建築工事の工事費の算定に用いる見積書は、「公共建築工事見積標準書式(建築工事編、設備工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)を準用する。</u></p> <p data-bbox="56 539 322 574">(公共住宅建設工事)</p> <p data-bbox="56 582 1090 794">第10条 公共住宅の新築工事及び増改築工事の積算基準、標準歩掛り、共通費、数量積算基準及び工事内訳書は、「公共住宅建築工事積算基準」、「公共住宅機械設備工事積算基準」及び「公共住宅電気設備工事積算基準」(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修、公共住宅事業者等連絡協議会編集)を準用する。</p> <p data-bbox="56 850 203 885">(解体工事)</p> <p data-bbox="56 893 1090 1018">第11条 建物及び工作物の解体工事の積算基準、共通費及び工事内訳書は、「県土整備局解体工事積算基準(建物・工作物等)」(神奈川県県土整備局)を準用する。</p> <p data-bbox="56 1074 174 1109">(その他)</p> <p data-bbox="56 1117 985 1152">第12条 本要領の規定において、別に定める場合はこの限りでない。</p> | <p data-bbox="1202 225 1626 260">海老名市公共建築工事積算要領</p> <p data-bbox="1117 316 1379 351">(公共住宅建設工事)</p> <p data-bbox="1117 359 2152 571">第9条 公共住宅の新築工事及び増改築工事の積算基準、標準歩掛り、共通費、数量積算基準及び工事内訳書は、「公共住宅建築工事積算基準」、「公共住宅機械設備工事積算基準」及び「公共住宅電気設備工事積算基準」(国土交通省住宅局住宅総合整備課監修、公共住宅事業者等連絡協議会編集)を準用する。</p> <p data-bbox="1117 627 1263 662">(解体工事)</p> <p data-bbox="1117 670 2152 794">第10条 建物及び工作物の解体工事の積算基準、共通費及び工事内訳書は、「県土整備局解体工事積算基準(建物・工作物等)」(神奈川県県土整備局)を準用する。</p> <p data-bbox="1117 850 1234 885">(その他)</p> <p data-bbox="1117 893 2042 928">第11条 本要領の規定において、別に定める場合はこの限りでない。</p> |

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

《平成25年4月1日・制定》

《平成27年4月1日・一部改正》

《平成29年2月23日・一部改正》

《平成29年4月1日・一部改正》

《平成30年4月1日・一部改正》

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

《平成25年4月1日・制定》

《平成27年4月1日・一部改正》

《平成29年2月23日・一部改正》

《平成29年4月1日・一部改正》

---